

国際機関におけるコーポレート・ガバナンス問題への取り組み —世界標準原則の構築へ向けて—

小島 大徳

I. はじめに

2004年に、経済協力開発機構（OECD）が策定・公表した『新OECDコーポレート・ガバナンス原則（以下「新OECD原則」という）¹』は、1999年に策定・公表された『旧OECDコーポレート・ガバナンス原則（以下「旧OECD原則」という）²』を引き継ぐ原則として注目を集めている。というのも、旧OECD原則は、各国のコーポレート・ガバナンス政策に多大な影響を与えただけではなく、機関投資家や経営者などにもコーポレート・ガバナンスの指針として活用されたという背景があったからである。

これまで、筆者は、この世界標準原則にもっとも近いOECD原則³について、第1の研究課題である新OECD原則の内容と役割（OECD原則自体の研究）と、第2の研究課題であるOECD原則が与える影響とその下位に属する行動指針型原則との関係、との2つの研究を行ってきた。そして、第1の研究課題については、小島[2005a]において、第2の研究課題については、小島[2005b]において、分析と検討を重ねてきたのであった。そして、この2つの研究により、新たな課題が生まれた。その課題とは、新OECD原則と他の国際機関の原則とがどのような関係にあり、今後、どのように展開していくのかである。それを解決しようとするのが本稿の目的である。

新OECD原則は、盛んに他の国際機関の原則などの参照および遵守を求めている。筆者は、原則の研究を行いはじめたころから、OECD原則は、世界標準原則ではなく、世界標準にもっとも近い原則であると主張してきた。そこで、最終的に本稿では、世界標準原則の姿をも明らかにしたいと考えている。

II 新OECDコーポレート・ガバナンス原則の新提言

1 新OECDコーポレート・ガバナンス原則の特徴

2004年に、OECDが策定・公表した新OECD原則は、(1)企業法への影響および代替、(2)市場参加者に対する規制、(3)他の原則や他の国際機関との連携、の3つを特徴としている⁴。

まず、(1)企業法への影響および代替とは、原則が企業法の役割を担うことをいう。日本を例に挙げると、1990年代半ばまでは、法学界での議論を基にした商法などの改正が行われ、それが、企業経営機構などに影響を与えてきた。しかし、1997年のソニーにおける執行役員制度の導入を皮切りに、実際の経営が、法の予定した範囲に収まることなく改革されていくようになった。その後は、1998年、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム(JCGF)が策定・公表した『旧JCGFコーポレート・ガバナンス原則⁵』に代表されるように、原則が企業法に影響を与えるようになった。一方、おもに英米法の影響を受けている国は、原則を積極的に活用し、原則が法や規則の代替的な役割を担うようにもなっている⁶。

また、(2)市場参加者に対する規制とは、市場に参加する者の権利や役割を評価する潮流から、自律的なコーポレート・ガバナンス構築をも必要とすることを、重視しようとすることをいう。新OECD原則は、「参照可能性」と「非拘束性」を基本的スタンスとしているため、コーポレート・ガバナンス構築に関して強制する文言にしようすることは少ない。しかし、今回の新OECD原則は、市場参加者に対して、あえて暗に強制ともとれる内容を含んでいることに注視すべきであろう。

そのなかでも、(3)他の原則や他の国際機関との連携とは、新OECD原則は、他の国際機関が策定した原則(ここでいう原則とは、コーポレート・ガバナンス原則とは異なる目的を有している原則をいう⁷)や基準を意識した記述となっており、原則と連携関係があることをいう。それは、旧OECD原則が策定された後、私的国際機関や機関投資家、各国内の機関や団体により、原則が策定されたことを考慮に入れたからであろう。

それとともに、今回の新OECD原則で特徴的なことは、OECDが策定した『OECD多国籍企業行動指針⁸』や、証券監督者国際機構(IOSCO)から公表された『監査人の監督に関する原則⁹』、同じくIOSCOの『上場企業による継続開示および重要事項の報告に関する原則¹⁰』などを、最大限遵守することを求めている点である。このことは、①有機的に他の原則との連携関係を構築する、②他の国際的な機関と

横断的に協力することによりコーポレート・ガバナンスの実効性を高める、の2つを主眼にしていると考えられる。こうした2つの傾向は、21世紀のコーポレート・ガバナンスの大きな流れになっていくと考えられよう¹¹。

2 新OECDコーポレート・ガバナンス原則の他の国際機関原則に関する遵守要求

新OECD原則では、他の公的国際機関原則との強い連携を訴えていることが、もっとも大きな特徴であった。具体的には、新OECD原則のなかで、以下のように、他の公的国際機関の原則を遵守するように求めている。

まず、新OECD原則は、【原則IV-E】において「『OECD多国籍企業行動指針』は、それら（会社の役員による非倫理的な慣行や違法な慣行—筆者）の苦情を政府当局に報告することを奨励している」として、この原則を引用し、遵守または参考にすることを求めている。

また、【原則V-E】において、「OECD原則は、IOSCOの『上場企業による継続開示および重要事項の報告に関する原則』においても、上場企業の継続開示および重要事項の報告について共通原則が設定され」ており、これを遵守または参考にすることを求めている。

さらに、【原則V-C】において、「IOSCOから公表された『監査人の監督に関する原則』などを参照するべきである」としている。ここにおいて、原則が「など」としたのは、同様にIOSCOから出されている上記の2つの原則だけではなく、『監査人の独立性およびそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則¹²』や『アナリストの利益相反に関する報告書¹³』、『信用格付機関の活動に関する原則¹⁴』をも指していると考えられる¹⁵。

それでは、以下、OECD原則が遵守または参考にすることを求めている国際機関の主要な原則を検討する。

Ⅲ OECDコーポレート・ガバナンス原則と他の国際機関コーポレート・ガバナンス原則

1 OECD多国籍企業行動指針

1976年、『多国籍企業行動指針』は、『国際投資・多国籍企業に関する宣言』の付属書の1つとして策定され、経営環境の変化に応じて、過去数回の改訂がなされてきた。そして、1998年、OECDの国際投資・多国籍企業委員会で見直しが行われ、2000年6月、OECD閣僚理事会にて、改訂版が策定・公表された¹⁶。『OECD多国籍

『企業行動指針』は、多国籍企業に対して、OECD加盟国政府が共同して行う望ましい企業行動の姿について勧告している。OECD原則と同様に、この『多国籍企業行動指針』は法的拘束力を有しておらず、この指針の運用を各企業の自主性に委ねている。

『多国籍企業行動指針』は、表1のように、【序文】、【原則Ⅰ定義と原則】、【原則Ⅱ一般方針】、【原則Ⅲ情報開示】、【原則Ⅳ雇用および労使関係】、【原則Ⅴ環境】、【原則Ⅵ贈賄の防止】、【原則Ⅶ消費者利益】、【原則Ⅷ科学および技術】、【原則Ⅸ競争】、【原則Ⅹ課税】の11のパートからなる。そのなかで、コーポレート・ガバナンスに関する事項は、【原則Ⅱ一般方針】において記述されている。

この【原則Ⅱ一般原則】では、12の原則があり、【原則Ⅱ-7】で「良きコーポレート・ガバナンス原則を支持し、また維持し、良きコーポレート・ガバナンスの慣行を発展させ、適用する」として、『多国籍企業行動指針』が【序文】において、「企業の活動と政府の政策との調和の確保、企業と企業が活動する社会との相互信頼の基盤の強化、外国投資環境の改善の支援、及び多国籍企業による持続可能な開発への貢献の強化を目的」とし、その目的を達成するために、コーポレート・ガバナンスを重視しており、さらに踏み込んで、原則を遵守することを求めている。

また、特筆すべきことは、【原則Ⅲ情報開示】の項目が単独でおかれていることである。ここに、新OECD原則と多国籍企業行動指針との大きな共通点を見いだすことができる。多国籍企業行動指針は、コーポレート・ガバナンス原則との補完関係を目指しつつ、新OECD原則と同様に、情報開示・透明性の重要性を訴えているのである。

表1 OECD多国籍企業行動指針

序 文
<p>1. OECD多国籍企業行動指針（「行動指針」）は、多国籍企業に対して政府が行う勧告である。行動指針は、適用可能な法律と合致した、責任ある事業行動のための任意の原則および基準を提供する。行動指針は、これら企業の活動と政府の政策との間の調和の確保、企業と企業が活動する社会との間の相互信頼の基礎の強化、外国投資環境の改善の支援、および多国籍企業による持続可能な開発への貢献の強化を目的としている。行動指針はOECDの国際投資および多国籍企業に関する宣言の一部である。この宣言は、行動指針の他に、内国民待遇、企業に関する相反する要求、国際投資促進要因および抑制要因に関する内容をその構成要素とする。</p> <p>2. 国際的な事業は大きな構造変化を経験した。行動指針それ自体もこれら変化を反映</p>

して進化してきた。サービス産業及び知識集約産業の隆盛とともに、サービス企業および技術系企業が国際市場に参入してきた。依然として大企業が国際投資の主要な割合を占めており、大規模な国際的合併が行われる傾向がある。同時に、中小企業による外国投資も増加しており、これら企業は今や国際的な場で重要な役割を果たしている。多国籍企業は、国内企業と同様に、より広範な事業上の体制や組織形態を擁するまでに進化した。戦略的提携と供給者や契約者とのより密接な関係は、企業の境界を不明瞭なものとする傾向にある。

3. 多国籍企業の構造の急速な進化は、外国直接投資が急速に成長してた開発途上世界でのこれら企業の活動にも反映されている。開発途上国において、多国籍企業は、第一次产品生产や採掘産業を超えて、製造業、組立業、国内市場開発およびサービスへと多様化した。

4. 多国籍企業の活動は、国際貿易及び投資を通じ、OECD加盟国経済相互間の、またOECD加盟国とその他の地域との間の関係を強化し、深化させた。多国籍企業の活動は、企業の母国および受入国に大きな利益をもたらす。これら利益は、消費者が購入を望む製品及びサービスを競争的価格で提供し、資本の供給者に対して公正な収益を提供するときに生じる。多国籍企業の貿易および投資活動は、資本、技術、人的資源および天然資源の効率的利用に貢献する。これらは世界の諸地域間の技術移転と地域の諸条件を反映した技術の発展を容易にする。また、企業は、正規の訓練および職業活動を通じた学習によって、受入国における人的資本の開発を促進する。

5. 経済の変化の性質、範囲および速度は、企業と企業の関係者に新たな戦略的課題をもたらした。多国籍企業は、社会面、経済面及び環境面での目標間の整合性確保を追求する持続可能な開発のために、最良の施策を実施する機会を有している。持続可能な開発を促進する多国籍企業の能力は、開放され、競争的で、また適切な規制の下にある市場の中で貿易および投資が行われるときに大きく強化される。

6. 多くの多国籍企業は、事業活動の高い基準を尊重することは成長を強化させ得ることを示してきた。今日の競争の勢いは激烈であり、多国籍企業は多様な法律面、社会面および規則面の環境に直面している。この意味で、不当競争利益を得ようとの試みで、適切な行動の基準と原則を無視しようとの誘惑に駆られる企業もあり得よう。少数のこのような行動によって、多数の評判が問題とされ、世間の懸念が惹起されることともなり得る。

7. 多くの企業は、市民社会の良き一員としての企業のあり方、良き慣行、良き労使行動についての約束を補強する内部計画、指針および経営管理制度を発展させることによって、世間からのこれら懸念に答えてきた。幾つかの企業は、コンサルティング、監査および認証サービスを利用し、これらの分野の専門知識の蓄積に寄与してきた。これらの努力は、良き事業行動を構成するものについての社会的対話を促進してきた。行動指針

は、行動指針加盟国政府が共有する事業行動に対しての期待を明確化し、企業にとっての一つの模範を提供する。このような行動指針は、責任ある事業行動を定め、実施するための民間の努力を補完し強化する。

8. 政府は相互に、また他の行動主体とともに、事業活動が行われる国際的な法的枠組及び政策的枠組の強化のため協力を行っている。1948年の世界人権宣言の採択に始まり、戦後期にはこの枠組みの進展が見られている。最近の文書には、労働における基本原則及び権利に関するILO宣言、環境と開発に関するリオ宣言およびアジェンダ21並びに社会的発展のためのコペンハーゲン宣言が含まれる。

9. OECDも、国際的な政策枠組に寄与してきた。最近の進展には、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、OECDコーポレート・ガバナンス原則、電子商取引における消費者保護のためのOECD行動指針の各採択、並びに目下継続中の多国籍企業および税当局のための移転価格税制に関するOECD行動指針のための作業が含まれる。

10. 行動指針に加盟する政府の共通の目標は、経済面、環境面および社会面の発展に対し多国籍企業が行い得る積極的な貢献を奨励すること、並びに多国籍企業の多様な活動がもたらすであろう困難を最小にすることにある。この目標に向けて作業する中で、政府は、同一目的に向けそれぞれ独自の方法で作業を行っている多くの企業、労働組合その他の非政府組織との協力関係を見出す。政府は、安定的マクロ経済政策、企業に対する無差別待遇、適切な規制と慎重な監視、公平な裁判および法執行の制度、効率的で誠実な行政を含む効果的な国内政策の枠組を提供することによって、支援を行い得る。また政府は、持続可能な開発を支援する適切な基準および政策を維持・促進することにより、そして、公共部門活動が効率的かつ効果的であることを確保するための継続的改革を取り進めることにより、支援を行い得る。行動指針に加盟する各国政府は、全ての国民の福祉および生活水準の向上を目指した国内および国際政策の継続的改善を公約としている。

I 定義と原則

1. 行動指針は、多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告である。行動指針は、適用可能な法律に合致する良き慣行の原則および基準を提供する。企業による行動指針の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない。

2. 多国籍企業の活動は全世界におよび、それゆえにこの分野における国際協力は全ての国に及ぶべきである。行動指針に加盟する政府は、その領土内で活動する企業に対し、各受入国の固有の状況を考慮しつつ、活動する全ての場所で行動指針を遵守することを奨励する。

3. 多国籍企業を厳密に定義することは、行動指針の目的上、必要とはされていない。

これら企業は、通常、二つ以上の国において設立される会社またはその他の構成体から成り、様々な方法で活動を調整できるように結びついている。これら構成体の一つ又は二つ以上のものは、他の構成体の活動に対して重要な影響力を行使し得るが、企業内における構成体の自治の程度は、多国籍企業ごとに大きく異なる。その所有形態は、民有、国有またはその混合たり得る。行動指針は、多国籍企業内の全ての構成体（親会社および（または）現地の構成体）を対象とする。構成体間の実際の責任配分に応じて、異なる構成体は、行動指針の遵守を容易にするため、相互に協力し合い、また支援し合うことを期待される。

4. 行動指針は、多国籍企業と国内企業との間に異なった取扱いを導入することを目的とするものではない。行動指針は、全ての企業にとっての良き慣行を示している。したがって、多国籍企業および国内企業は、行動指針が双方に当てはまる場合は常に、その活動につき同一の期待に服する。

5. 政府は、行動指針の可能な限り広範な遵守を奨励することを希望する。行動指針の加盟国政府は、中小企業が大企業と同一の能力を有していないだろうことを認識しているが、中小企業が最大限可能な限り、行動指針の勧告を遵守することを奨励する。

6. 行動指針に加盟する政府は、保護主義的目的のために、また多国籍企業が投資を行う国の比較優位に対して疑問を差し挟むような方法で、行動指針を使用してはならない。

7. 政府は、国際法に従いつつ、自国の管轄内において多国籍企業が活動するための条件を定める権利を有する。様々な国に所在する多国籍企業の構成体は、これら所在地国における適用可能な法律に従う。多国籍企業が、行動指針加盟国による相反する要求の対象となる場合には、関係政府は生じ得る問題の解決に向け誠実に協力する。

8. 行動指針に加盟する政府は、企業を公平に、かつ、国際法および自国が受諾した契約上の義務に従って取り扱う責任を果すという了解の下に、行動指針を制定した。

9. 企業と受入国政府との間で生じる法的問題の解決を容易ならしめる手段として、仲裁を含む適当な国際紛争解決制度の利用が奨励される。

10. 行動指針に加盟する政府は、行動指針の普及を促進し、その利用を奨励する。政府は、行動指針の普及を促進し、行動指針に関連する全ての事項を議論するためのフォーラムとして行動する連絡窓口を設立する。行動指針に加盟する政府は、変化する世界における行動指針の解釈に関する問題に対応するため、適切な再検討と協議に参加する。

II 一般方針

1. 企業は、その事業活動を行う国で確立した政策を十分に考慮に入れ、その他の利害

関係者の見解を考慮すべきである。この点に関し、企業は次の行動をとるべきである。

2. 持続可能な開発を達成することを目的として、経済面、社会面及び環境面の発展に貢献する。
3. 受入国政府の国際的義務および公約に即しつつ、企業の活動によって影響を受ける人々の人権を尊重する。
4. 健全な商慣行の必要性に則しつつ、現地実業界を含めた現地社会との密接な協力および国内外の市場における当該企業の活動の発展を通じ、現地の能力の開発を奨励する。
5. 人的資本の形成を、特に雇用機会の創出と従業員のための訓練機会の増進によって、奨励する。
6. 環境、健康、安全、労働、課税、財政による奨励またはその他の事項に関する法令又は規制の枠組において意図されていない免除の要求および受諾を回避する。
7. 良きコーポレート・ガバナンス原則を支持し、また維持し、良きコーポレート・ガバナンスの慣行を発展させ、適用する。
8. 企業と企業の事業活動が行われる社会との間の信用および相互信頼関係を育成する効果的な自主規制の慣行および経営制度を発展させ、適用する。
9. 訓練計画を含めた適切な普及方法を通じ、会社の方針について従業員への伝達と遵守を促進する。
10. 法律、行動指針または企業の方針に違反する慣行について、経営陣または適当な場合には所管官庁に善意の通報を行った従業員に対して、差別的または懲戒的な行動をとることは慎む。
11. 実行可能な場合には、納入業者および下請業者を含む取引先に対し、多国籍企業行動指針と適合する企業行動の原則を適用するよう奨励する。
12. 現地の政治活動においては、いかなるものであれ不適當な関与を差し控える。

Ⅲ 情報開示

1. 企業は、その活動、組織、財務状況および業績について、時宜を得た、定期的な、信頼性のある妥当な情報の開示を確保すべきである。この情報は、企業全体について、然るべき場合には事業系統毎または地域毎に開示されるべきである。企業の情報開示に関する方針は、費用、事業上の秘密およびその他の競争上の関心事項を然るべく考慮し

つつ、企業の性質、規模および所在地に適合するよう策定されるべきである。

2. 企業は、情報開示、会計および監査に質の高い基準を適用すべきである。また、企業は環境および社会的な報告を含めた非財務情報についても、然るべき場合には質の高い基準を適用することを奨励される。財務及び非財務情報の編集および公表の基準または方針は報告されるべきである。

3. 企業は、その名称と所在地および組織、親会社ならびにその主要系列会社の名称と所在地及び電話番号と、これら関連会社間の株式持ち合いを含めた（直接および間接の）各社間の株式保有比率を示す基礎的情報を開示すべきである。

4. 企業は、また、以下の事項に関する重要な情報を開示すべきである。

- a) 会社の財務および事業結果
- b) 会社目標
- c) 主要株主と議決権
- d) 経営陣および主要役員とその報酬
- e) 予見可能な重要なリスク要因
- f) 従業員その他当該企業の参画者に関する重要な問題
- g) コーポレート・ガバナンスの構造と政策

5. 企業は、以下が含まれる追加的情報を公表することを奨励される。

- a) 社会・倫理・環境面での企業政策および企業が採用するその他の行動規範に関する情報を含む、事業行動の理念または規則に関する一般向け声明に加えて、これら声明の採択日付、これら声明を採用する国及び構成体、企業のこれら声明に関連しての成果もまた公表され得る。
- b) リスク管理と法律の遵守のための制度に関する情報および事業行動に関する声明または規範に関する情報
- c) 従業員およびその他の企業参画者との関係に関する情報

IV 雇用および労使関係 (略)

V 環境 (略)

VI 贈賄の防止

VII 消費者利益 (略)

VIII 科学および技術 (略)

IX 競争 (略)

X 課税 (略)

(出所) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/hoshin.html>

2 IOSCO監査人の監督に関する原則

IOSCOは、①世界中で多様な監査人監督制度が存在していること、②世界的に企業不祥事が多発し、多くの国において監査人監督の方法や枠組みの変更が行われている、ことを問題視している。そこで、『IOSCO監査人の監督に関する原則』は、IOSCOメンバー国における法制、事業及び専門職業の環境が幅広く異なる中で、証券市場規制当局等が監査人監督の規制枠組みを整備し、強化することを手助けすることを意図し、2002年10月に策定されたものである。

『IOSCO監査人の監督に関する原則』は、表2のように、はじめに、監査人の監査に関する原則、おわりに、の3部から構成される。そして、この原則の主要内容は、【原則Ⅰ 監査人の能力と資格の取消】、【原則Ⅱ 外観上の独立性】、【原則Ⅲ 第三者による監査システムの監査】、【原則Ⅳ 監査基準の確立とその遵守】、【原則Ⅴ 監査人監督機関の権限】、【原則Ⅵ IOSCOと監査人監督機関との連携】、の6つの原則から構成されている。これを詳しくみてみると、①下記企業による監査基準の策定、②監査人監督機関の設置と強力な権限の付与、③IOSCOと監査人監督機関との連携、を打ち出していることが特徴であるといえる。

このような『IOSCO監査人監督に関する原則』を新OECD原則が遵守または参考にすることを求めているのは、企業において監査人が唯一の独立した存在だと考えたからであろう。ついで、新OECD原則は、この監査人がコーポレート・ガバナンスの要として力を発揮しやすいように、以下のような情報開示・透明性についての原則を遵守または参考にすることを求めた。

表2 IOSCOの監査人の監督に関する原則

はじめに
<p>投資家の信認が、世界の金融市場の成功の基礎的条件である。この信認は、投資家が資本配分の意思決定を行う際に信頼できる財務情報を有するかどうにかかっている。証券規制の目的には、投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムミック・リスクの軽減が含まれる。こうした目的のため、投資家の決定に重要な財務結果等の情報が十分、適時かつ正確に開示されるべきである。</p> <p>独立した監査人は、財務諸表が会計基準に従って適正に企業の財政状態・業績を表していると証明することにより、財務情報の信頼性向上に重要な役割を果たしている。会計専門家および監査の独立性に対する効果的な監督が、財務報告の信頼性にとって非常に重要である。証券監督者国際機構(IOSCO) 専門委員会は、公開企業の財務諸表を監査する監査人の監督に関する一般原則を整備した。</p>

現在、IOSCO 専門委員会のメンバー国においては、多様な監査人監督制度が存在している。多くの場合、これら現行制度は、財務報告の欠陥、自主規制の枠組みで明らかになった問題点、国民の期待の変化、新たな立法措置等の結果として、見直しが行われているところである。ある国では、自主規制の下での監査法人同士によるピアレビューが失敗し、新たな立法措置により、会計職業専門家から独立した、規則制定、検査および懲戒の権限を有する監査人監督機関を創設することとなった。その他多くの国でも、監査人監督の方法や枠組みを変更することを公表している。

ここで示されている原則は、IOSCOメンバー国における法制、事業および専門職業の環境が幅広く異なる中で、証券市場規制当局等が監査人監督の規制枠組みを整備し、強化することを手助けすることを意図している。

監査人の監督に関する原則

監査人の監督は、監査法人の内部、職業専門団体、公的・民間の監督機関や政府の監督等、幾つかの態様によって行われ得る。監査人は、公益のために活動しかつそう見られる機関の監督に服するべきである。監査人監督機関の性格や監督方法は国ごとに異なるが、IOSCOは、効果的な監督は一般に以下を含んでいると考える。

原則Ⅰ	(監査人の能力と資格の取消) 監査人が適切な資格・能力を有し、専門的能力を維持することを要求するとともに、適切な技能・能力が維持されていない場合に公開企業を監査する権能を取り消すメカニズムを構築するべきである。
原則Ⅱ	(外観上の独立性) 監査人が監査対象企業から実際上かつ外観上独立していることを要求するメカニズムを構築するべきである。効果的な基準、定期的な評価および監督によって、一般に独立性維持の見込みが高まる。
原則Ⅲ	(第三者による監査システムの監査) 公益のために活動する機関が、監査の品質管理の環境とともに、当該国の監査基準、独立性基準および倫理基準の品質と実施に対する監督を行うメカニズムが存在するべきである。
原則Ⅳ	<p>(監査基準の確立と遵守) 監査人が、監査職業専門家から独立した監査監督機関、職業専門団体が監督機関の場合には独立機関によって監督されている監査監督機関の規律に服することを要求するメカニズムが存在するべきである。監査人監督機関は、公益のために運営され、適切なメンバーシップ、適当な任務憲章、監査職業専門家に統制されない十分な財源を有しなければならない。</p> <p>監査人監督機関は、上場公開企業の財務諸表を監査する監査法人の監査手続および実務を定期的にレビューするための方法を確立するべきである。考慮の対象は以下の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 監査人の独立性、廉潔性および倫理 b. 監査の客観性 c. 担当者の選定、研修および監督 d. 監査依頼の引受け、継続および終了 e. 監査の方法論 f. 監査の遂行、すなわち一般に認められた監査基準の遵守 g. 監査期間中に生じた困難な問題に関する協議および意見の相違の解決

原則Ⅳ	<p>h. 他のパートナー会計士によるレビュー i. 経営陣、監督機構および監査機構とのコミュニケーション j. 財務報告の規制機関とのコミュニケーション k. 継続的専門教育の提供</p> <p>監査人監督機関は、専門能力、監査担当者のローテーション、監査対象企業による会計士の雇用、コンサルティング等の非監査業務等についても取り組むべきである。</p>
原則Ⅴ	<p>(監査人監督機関の権限) 監査人監督機関は、発見された問題の是正措置を要求し、監査人・監査法人に制裁を課すための懲戒手続を実施する権限を有するべきである。</p>
原則Ⅵ	<p>(IOSOCと監査人監督機関との連携) IOSOCメンバーは、直接にまたは自国内の監査人監督機関と協調して、不適当な監査等の監査人監督に係る問題の検査または調査の努力に、許容される最大限の協力を互いに行うよう促される。また、メンバーは、各国の協力関係を増進する取組みについても模索するよう促される。</p>
おわりに	
<p>このステートメントは、IOSOC専門委員会の議長委員会において整備され、IOSOC全メンバーに示される前に、通常の適正手続に従って承認された。IOSOCメンバーは、これらの原則を受け入れ、原則を踏まえて行動することが促される。</p>	

(出所) <http://www.fsa.go.jp/inter/ios/press08.pdf> をもとに作成する。

3 IOSCO『上場企業による継続開示および重要事項の報告に関する原則』

上述2つの原則において、情報開示・透明性に関する事項を原則の重要な柱としていることが解明された。新OECD原則は、さらに、『IOSCO上場企業による継続開示および重要事項の報告に関する原則』をも遵守はまた参考にするべきと述べた。

この原則は、表3のように、①上場企業に対する継続開示及び重要事項の報告の最低限の基準に関する合意を促進し、②各国が、上場企業の継続開示及び重要事項の報告に関する制度をレビューし、整備する指針を提供する、の2つを目的にして、2002年に策定された。そして、この原則は、【原則1 継続開示義務の主要要素】、【原則2 適時性】、【原則3 同時かつ同一の開示】、【原則4 情報の公表】、【原則5 開示基準】、【原則6 開示の平等取扱い】、【原則7 説明責任の分配】、の7つの原則から構成されている。

この原則は、全般にわたって、情報開示・透明性を扱った原則であるということが出来る。

表3 上場企業による継続開示および重要事項の報告に関する原則
—IOSCO専門委員会ステートメント 2002年10月—

序 文

1. 専門委員会は、信頼できる、適時（タイムリー）で、容易に入手可能な情報が投資家にとって根本的であると認識している。

2. 証券監督者国際機構（IOSOC）は、1998年に、持分証券の募集・上場に関する非財務情報の開示基準を定めた「外国発行会社による持分証券のクロスボーダー募集及び上場に関する国際開示基準（IDS98）」を承認した。各国が非財務情報の開示基準を採用することにより、外国発行会社は多くの国で同一の開示書類を用いることが可能となり、クロスボーダーの募集が促進される。同時に、IDS98の高度な基準を用いることにより、十分な投資家保護が図られる。

3. しかしながら、流通市場での取引規模は、募集総額を大幅に上回っていることから、投資家保護には重要な情報の継続的な提供が必要となる。特に、大多数の個人投資家は、発行市場よりも流通市場に参加している。IDS98の基準を満たした募集時の目論見書や上場時の書類は、質の高く重要な情報を募集参加者に提供する。重要な情報は更新され、継続的に提供されるべきである。投資家が利用可能な情報には、IDS98による募集時の開示情報及び継続開示情報の両方を含んでいなければならない。十分かつ公正な開示という基本原則により、上場企業は投資家の意思決定に重要なすべての情報を提供するべきである。当該情報には、「経営者による財務・経営成績の分析（MD&A）」も含まれる。

4. したがって、専門委員会は、各国が要件を追加する可能性を残した上で、上場企業による継続開示、特に重要事項の開示に関する一連の高度な共通原則を整備した。この原則を「国際継続開示基準（IODS：International Ongoing Disclosure Standards）」と呼ぶ。

5. この報告書において定義される「継続」（ongoing）という用語は、募集時の開示以外の全ての臨時（current）、継続的（continuous）および定期的（periodic）な開示を含む。

6. 各国の権限ある当局は、投資家保護の観点から、上場企業の適切な情報開示を確保するため、次の2つの基本アプローチ（両者の組合せを含む）を用いてきた。

- ・「原則主義（general obligation）アプローチ」
- ・「細目主義（prescription）アプローチ」

このようなアプローチの違いは、各国市場の特性や法律・制度の歴史の違いに起因している。専門委員会は、全IOSCOメンバーに「ぴったりのサイズ（one-size fits all）」のアプローチはないと認識している。各市場の特性や規制制度が異なるので、アプローチに優劣はない。定義や概念の違いにかかわらず、開示される情報の性質や範囲はそれぞれのアプローチで類似している。

7. アプローチの違いにかかわらず、大多数の国は、上場企業は投資家の意思決定に重要であり、十分かつ公正に開示する必要がある情報を開示する継続的な義務を負っているということについて、合意している。IOSOCは、継続開示に関する各国のアプローチの違いを認めつつ、このようなアプローチの違いが、効果的な開示制度の中でどのような事項を開示すべきかについての合意を妨げるものではないことに留意する。これにより、継続開示に関する共通原則の確認が可能となり、IOSOCメンバーが各国の市場の特性に照らして自らの開示制度を整備することが促される。したがって、このステートメントの目的は、

- ・ IDS98に対応する一組の国際開示基準の整備すなわち、「上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する国際継続開示基準(IODS)」における高度な原則の整備、
 - ・ IODSを用いて、
- (a)上場企業に対する継続開示および重要事項の報告の最低限の基準に関する合意を促進し、
 (b)各国が、上場企業の継続開示および重要事項の報告に関する制度をレビューし、整備する指針（ガイダンス）を提供する。

8. 専門委員会は、以下のことに留意する。

- (a)IODSは、公認取引所に上場している企業に適用される。内国外の非上場企業には適用されない。
- (b)IODSは、権限ある当局（取引所、自主規制機関の市場管理者を含む）による継続開示義務のモニターおよび執行については取り扱わない。
- (c)IODSは、集団投資スキーム（CIS）には適用されない。
- (d)IODSは、上場基準には適用されない。

継続開示および重要な事項の報告に関する原則

原則 1	<p>継続開示義務の主要要素</p> <p>上場企業は、投資家の投資決定に重要であろう情報をすべて開示すべき継続開示義務を負うべきである。この原則は、典型的には、重要と推定される開示項目が包括的に指定された方法、または、上場会社の価値・見通しに関する投資家の評価に影響を与え得るすべての情報を開示する原則義務による方法のいずれかによって実施されている。この原則義務に加え、重要と考えられる典型的な事象を示している国もある。原則義務の下、適時性が重要な特定の事象等を識別するため、定期開示書類における重要情報の対象事項は、精査され、一層迅速に開示されるべきである。例として、オフバランス項目、非市場取引契約の評価替え、ストックオプション等がある。</p>
原則 2	<p>適時性</p> <p>上場企業は、継続情報を適時開示するべきであり、次のような開示が要求され得る。</p> <p>(a)重要事項について速やかな開示を要するもの。すなわち、「可能な限り速やかに」あるいは（米国において提案された2営業日以内のような）具体的期限が規定されたもの。</p> <p>(b)四半期報告書または年次報告書のように、法律または上場規則に規定され、定</p>

<p>原則 2</p>	<p>期的な開示を要するもの。</p> <p>このような情報には、必要な場合、「経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A)」が含まれるであろう。MD&Aは、定期報告書に含まれることも、別の報告書として開示されることもある。定期報告において開示する場合でも、当該情報の関連情報について速やかに開示する義務があり得る。</p> <p>原則的継続開示義務の下では、以下について、開示の延期を認め得る。権限ある当局による承認を条件とする国もある。</p> <p>(a)法令に基づき秘密とされる情報</p> <p>(b)合意に至っていない提案・交渉に関する情報、開示により企業の正当な利益が損なわれるような特定の情報。</p> <p>この場合、上場企業は当該情報の秘密厳守の維持を確保しなければならない。</p>
<p>原則 3</p>	<p>同時かつ同一の開示</p> <p>企業が複数の国に上場している場合、上場している1つの国の継続開示義務の下で発表される情報は、当該企業が上場している他の全ての国において同時かつ同一に発表されるべきである。この義務は、企業いずれの国に主に上場しているかによって左右されるべきでない。これは、以下のような情報開示を意味している。</p> <p>(a)開示義務上は開示が形式的に要求されていないが、当該企業が上場している他の国において情報開示する必要がある場合。</p> <p>(b)当該情報について継続開示義務が免除されているが、当該企業が上場している他の国において免除されていない場合。</p> <p>この原則は、時差や取引時間の違い等の要素を考慮に入れて、実際に適用されるべきである。</p>
<p>原則 4</p>	<p>情報の公表</p> <p>継続開示義務の下、上場企業は、効率的、効果的かつ適時の開示手段を用いることにより、市場が速やかに十分な情報を入手できるように確保するべきである。</p>
<p>原則 5</p>	<p>開示基準</p> <p>継続開示義務により、継続開示情報は、公正に表示され、判断を誤らせたり、ごまかしたりすることなく、また、情報の重要な省略がないようにするべきである。</p>
<p>原則 6</p>	<p>開示の平等取扱い</p> <p>継続開示義務に従って開示される情報は、当該情報が一般に公表される前に、選択された投資家その他利害関係者に開示されるべきでない。この原則には、アドバイザーや格付機関とのコミュニケーション、事業の通常の過程における商業・金融・投資取引について交渉中または交渉を意図している相手とのコミュニケーション、被用者代表や労働組合とのコミュニケーションについて、限定的な例外が認められ得る。これらすべての場合、情報受領者は秘密保持義務を負う。</p>
<p>原則 7</p>	<p>説明責任の分配</p> <p>上場企業は、継続開示義務を遵守する責任を負う。当該情報の開示に責任を負う特定の者を明確にしている国もある。</p>

(出所) <http://www.fsa.go.jp/inter/ios/press04.pdf>をもとにして作成する。

IV コーポレート・ガバナンスと世界標準コーポレート・ガバナンス原則

1 国際機関の横断的協力関係の構築

これまで、筆者は、旧OECD原則を、世界標準にもっとも近い原則と表現してきた。それでは、なぜ、世界標準原則であると言い切らなかったかという、以下のような若干の疑問があったからである。それは、まず、OECD原則は、「非拘束性」と「参照可能性」をめざし、これを特質としているが、この「非拘束性」により、上下関係を生み出さず、あいまいな規範の域を脱することができないからである¹⁷。

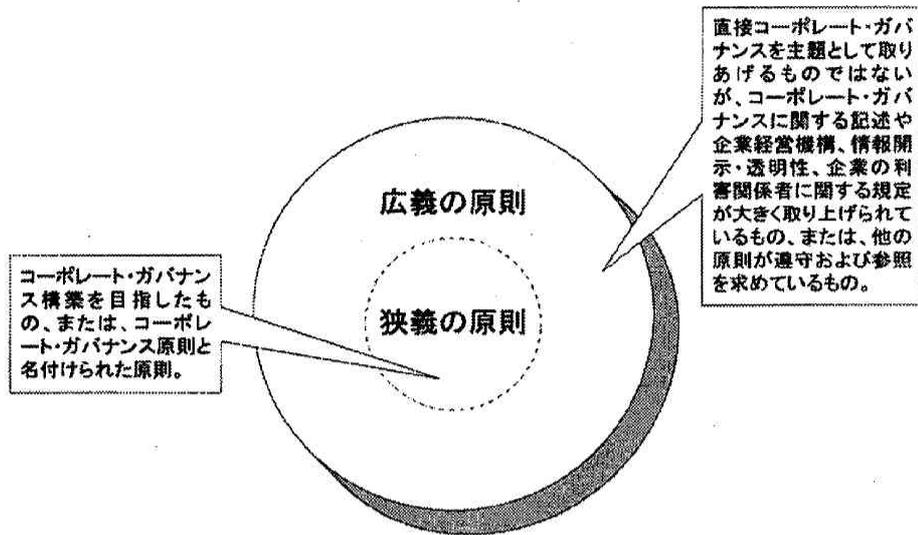
しかし、今回の新OECD原則は、その域を脱しようとする努力の跡がみられる。積極的に新OECD原則が宣言したわけではないが、新OECD原則を策定するにあたって、2回にわたり、世界中のコーポレート・ガバナンスに関係する機関や団体にパブリック・コメントを求めた。それを基にして新OECD原則が策定されたが、世界標準原則が確立した後の具体的な企業の実践形態を考慮したものと考えられる。

2 有機的な他原則との連携関係と世界標準コーポレート・ガバナンス原則

そこで、これまでみてきたOECDの『多国籍企業行動指針』やIOSCOの各原則は、はたしてコーポレート・ガバナンス原則なのか、といった疑問が沸いてくる。筆者は、これもコーポレート・ガバナンス原則として含めるべきだと考える。原則は、狭義の原則と広義の原則に分類することができる。そして、その概念は、図1のように表すことができる。図1によると、狭義の原則は、コーポレート・ガバナンス構築を目指したもの、または、コーポレート・ガバナンス原則と名付けられた原則である。また、広義の原則は、直接コーポレート・ガバナンスを主題として取りあげるものではないが、コーポレート・ガバナンスに関する記述や企業経営機構、情報開示・透明性、企業の利害関係者に関する規定が大きく取り上げられているもの、または、他の原則が遵守および参照を求めているものをいう。狭義の原則の範囲は、異論がないところであろう。広義の原則についても、小島[2002a]は、日本の原則をほぼ同様に解しており、それに準じる形であるため、特に問題はないと考える。

それでは、世界標準原則とは、いったいどのような形態になるのであろうか。これは、今なお模索している状態であるといえるが、新OECD原則自体が、世界標準原則であるとは、OECD当局も考えていないだろう。このことは、様々な他の国際機関との連携を図ろうとしていることから、明らかである。つまり、新OECD原則を中心として、他の原則が取り囲んでいくという姿になるだろう。

図1 コーポレート・ガバナンス原則の概念



(出所)筆者作成。

この世界標準原則像は、今後、各国政府や団体・機関によって、新OECD原則やその他の国際機関原則がどのように評価され、受け入れられていくか、によって具体化すると考えられる。このような他の国際機関に波及していく動き¹⁸は、旧OECD原則の公表後も若干みられた。今後、さらにそれを加速させようとする動きを読みとることができよう¹⁹。

3 コーポレート・ガバナンスと世界のコーポレート・ガバナンス原則

図2は、旧OECD原則（公的国際機関原則）、統合規範（イギリス・各国内機関）、ICGN原則（私的国際機関）、の3つを分析し、小島[2004a]においてコーポレート・ガバナンス原則の体系を表したものである。原則は、研究者、経営者、政府（市場監督機関）などが、さまざまな観点から議論を重ね成立したものであるから、さまざまな学問分野に関係するコーポレート・ガバナンスであっても、一応のコーポレート・ガバナンスに関する全体像の結論を導くことができる。そして、図2のように、コーポレート・ガバナンスは、企業経営機構、利害関係者、そして、その両者をつなぐ情報開示・透明性、の3部からなることが明らかとなった。

新OECD原則や、有機的に結合している他の国際機関の原則をみると、新OECD原則自体は、この3部体制を維持しつつも、さらに図2の黒く反転させた部分を強調している。つまり、ここからも、新OECD原則の重点は、情報開示・透明性を柱にすえていることがわかる。

図2 コーポレート・ガバナンスの体系



(出所)小島[2004a]p. をもとに、作成する。

4 世界標準コーポレート・ガバナンス原則の求める情報開示・透明性の姿

企業経営機構の形態や利害関係者の範囲は、各国ごとに違うのは当然であるし、企業の業種や規模などによっても異なってくることは当然のことである。だからこそ、まず、世界標準原則は、高度な独立性をもった監査人の確保や、その監査人を監査する機関、さらには、監査人を監査する機関の基準の作成を要求し、二重三重のチェック体制を整えることを求めた。また、たとえば監査委員会などの企業経営機構内部における監査体制についても、これまで示した表からも明らかなように、独立性を重視し、遵守することを規定している。さらに、情報開示・透明性のシステム全体についても、細部にわたる提言を行っている。

世界標準原則は、企業自体の経営機構や利害関係者に関する規定は、企業の自主性に任せたり、方針を示すことを重視したりと柔軟に対応しようとしているが、情報開示・透明性については、厳格にルール作りを企業外部から求めるだけでなく、企業内部で行うことをも求めている。

5 コーポレート・ガバナンス領域の拡大化と浸透

コーポレート・ガバナンスは、実に多くの学問領域で研究が行われている。大型企業不祥事が多発し、企業競争力が低下している日本において、コーポレート・ガバナンスを1つの手がかりにし、これらを解決しようとすることは、筆者もコーポレート・ガバナンスを研究する者として、責任を感じるとともに、その役割に今後も期待したいところである。

しかし、その多くの領域で研究や実践が行われていることは、負の面をも持ち合わせている。それは、「コーポレート・ガバナンスとは何か」という本質が見失わ

れやすくなることである。企業不祥事が起こるたびに、コーポレート・ガバナンスが持ち出され、あたかもコーポレート・ガバナンスが機能しなかったから、不祥事が発生したのだと言わんばかりの議論が繰り返されることもある。つまり、コーポレート・ガバナンスの分野以外の機能不全による、企業不祥事の発生や企業競争力の低下もありうるかぎり、むやみにコーポレート・ガバナンスを持ち出してくるのは、控えなくてはならない²⁰。

原則の研究は、コーポレート・ガバナンスの本質を見極めるためにも有用である。その原則が、特に情報公開・透明性を重視しはじめたことは、重く受け止めなくてはならない。

V おわりに

まず、本稿では、新OECD原則と有機的に結合している代表的な他の国際機関の原則について論じてきた。ここに取り上げたのは、新OECD原則と強く補完関係にある原則であるが、その他にも、注目すべき原則がある。それは、金融安定化フォーラムの『健全な金融システムのための12の主要基準』や、世界銀行・IMFの『基準・規範の遵守状況にかかる報告書』などである。これらは、コーポレート・ガバナンスの重視すべき部分であると、新OECD原則は認識している。

また、本稿で取り上げた新OECD原則を中心とした原則を、情報開示・透明性をキーワードにして読み直すと、コーポレート・ガバナンスの全体像が浮き彫りになる。その主要部分を最後に指摘したい。新OECD原則が情報開示・透明性に関して規定している内容は、【原則I-D】、【原則II-B】、【原則II-C-1】、【原則II-E】、【原則III-C】、【原則IV-D】、【原則V-A・B・C・D・E・F】、【原則VI-D】、【原則VI-F】と、6部構成原則にあって、全体にまんべんなくおかれている。なかでも、特筆すべきは、【原則I-D】において、「監督・規制・執行当局は、・・・（中略）・・・監督・規制・執行について・・・（中略）・・・適時、透明かつ十分に説明するべきである」と、企業だけではなく、監督・規制・執行当局にも情報開示・透明性を求めていることである。これまでみてきたように、世界標準原則は、情報開示・透明性について、その必要性を痛感し、極めて重視していることが明らかになった。この問題は、会計などの分野で研究がなされてきたが、一方的に情報開示・透明性をもとめる従来のあり方には問題がある。上記のように、監督・規制・執行当局にも、情報開示・透明性を求める原則の指摘は、新鮮であるし、説得力がある。

本稿では、世界標準原則の枠組みと、世界標準原則は情報開示・透明性の確立を狙っていることを明らかにしてきた。ここから、コーポレート・ガバナンスの視点により、企業と利害関係者との関係を大所からとらえた情報開示・透明性についての研究があまりなされていないことも浮き彫りにされた。現に、新OECD原則やここで取り上げた他の国際機関の原則も、次々に情報公開・透明性や監査人に関する原則を策定するなど、情報開示・透明性についてやや迷走している感も拭えず、未だ確立されているとはいえない。そこで、今後は、情報開示・透明性について踏み込んだ研究を行う必要があるが、この問題は、次の機会に詳細な検討を重ねることにしたい。

注

¹ OECD[2004]

² OECD[1999]

³ 新OECD原則および旧OECD原則の両者を指す場合や、概念的にOECDが策定した原則を指す場合には、単に「OECD原則」と表記することにする。

⁴ 小島[2005a]p.112-114. なお、1999年にOECDが策定したコーポレート・ガバナンス原則を「旧OECD原則」とよび、本稿で分析対象としている2004年にOECDが策定したコーポレート・ガバナンス原則を「新OECD原則」と呼ぶことにする。旧OECD原則については、平田[2001a]を、新OECD原則については小島[2005a]を参照のこと。

⁵ コーポレート・ガバナンス原則策定委員会[1998]

⁶ たとえば、香港、タイ、中国、EU、イギリスなどでは、上場規則や企業法の役割を原則に担わせている。

⁷ 本稿では、「原則」といった場合、それが指し示すものとして2通りある。特に、断りがあるまでは、コーポレート・ガバナンス原則を「原則」とよび、他の国際機関が策定した、直接的にコーポレート・ガバナンスに関するものではない原則を、「他の国際機関の原則」などと表現することにする。筆者は、コーポレート・ガバナンス原則を「原則」として表記してきたが、本稿では、コーポレート・ガバナンス以外の原則が多々取扱うため、わかりにくいところもあるが、ご理解頂きたい。

⁸ 外務省[2000]

⁹ IOSCO[2002c]

¹⁰ IOSCO[2002a]

¹¹ 小島[2005a]p.

¹² IOSCO[2002b]

¹³ IOSCO[2003a]

¹⁴ IOSCO[2003b]

¹⁵ 他にも、【原則VI-C】において、ILOの『基本的労働権についてのILO宣言』を遵守するように求めている。

¹⁶ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/2000.html>

¹⁷ もちろん、「非拘束性」は、コーポレート・ガバナンスにおいて、望ましい姿であるし、それを採用したことは、成功であったと考える。

¹⁸ 小島[2003f]

¹⁹ 旧OECD原則は、会計分野の原則や基準を遵守するように求めたことをあげることができる。

²⁰ 平田[2001c]

参考文献

外務省[2000]『OECD「多国籍企業行動指針」2000年改訂について』外務省。

小島大徳[2005a]「新OECDコーポレート・ガバナンス原則」『国際経営論集』神奈川大学経営学部，93-117頁。

小島大徳[2005b]「コーポレート・ガバナンス原則の新展開」『アジア経営学会誌』アジア経営学会，11号。

小島大徳[2004a]『世界のコーポレート・ガバナンス—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂。

小島大徳[2004b]「21世紀におけるコーポレート・ガバナンス原則の研究課題」『東洋大学大学院紀要第39集』東洋大学大学院，357-374頁。

小島大徳[2004c]「企業におけるコーポレート・ガバナンス原則の実践」『経営行動研究年報』第13号，経営行動研究学会，63-68頁。

小島大徳[2004d]「企業におけるコーポレート・ガバナンス実践の現状と展望」『国際経営論集』第28号，神奈川大学経営学部，23-42頁。

小島大徳[2004e]『コーポレート・ガバナンス原則に関する研究』博士学位論文。

小島大徳[2003a]「コーポレート・ガバナンス原則と企業の実践—企業独自原則の策定を目指して—」『日本経営学会誌』千倉書房，第9号，26-40頁。

小島大徳[2003b]「世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の策定系譜、類型と役割—」『経営実践と経営教育理論—経営教育研究6—』学文社，129-163頁。

小島大徳[2003c]「コーポレート・ガバナンスと議決権行使のIT化—企業による実践と課題—」『経営情報学会誌』経営情報学会，第11巻，第4号，3月号，33-46頁。

小島大徳[2003d]「国際機関と機関投資家のコーポレート・ガバナンス原則」『横浜経営研究』Vol.23, No.4，横浜国立大学経営学会，89-108頁。

小島大徳[2003e]「コーポレート・ガバナンス原則の体系化—原則に関する研究領域と研究課題—」『東洋大学大学院紀要第39集』東洋大学大学院，87-108頁。

小島大徳[2003f]「コーポレート・ガバナンス原則の新潮流」『日本経営会計研究』日本経営会計学会，第4号，107-120頁。

小島大徳[2002a]「日本のコーポレート・ガバナンス原則—原則策定の背景と課題—」日本経営教育学会編『新企業体制と経営者育成—経営教育研究5—』学文社，33-52頁。

小島大徳[2002b]「企業経営機構とコーポレート・ガバナンス—米国と日本の国際比較による現状と今後の展望—」『東洋大学大学院紀要第38集』東洋大学大学院，225-244頁。

平田光弘[2003a]「日本における取締役会改革」『経営論集』東洋大学経営学部，58号，159-178頁。

平田光弘[2003b]「コンプライアンス経営とは何か」『経営論集』東洋大学経営学部，61号，113-127頁。

平田光弘[2002a]「日米の不祥事とコーポレート・ガバナンス」『経営論集』東洋大

- 学経営学部, 57号, 1-15頁.
- 平田光弘[2002b]「中国企業のコーポレート・ガバナンス」『経営論集』東洋大学経営学部, 57号, 93-103頁.
- 平田光弘[2001a]「OECDのコーポレート・ガバナンス原則」『経営研究所論集』東洋大学経営研究所, 第24号, 2月号, 277-292頁.
- 平田光弘[2001b]「21世紀の企業経営におけるコーポレート・ガバナンス研究の課題－コーポレート・ガバナンス論の体系化に向けて－」『経営論集』東洋大学経営学部, 53号, 23-40頁.
- 平田光弘[2001c]「新世紀の日本における企業統治の光と影」『新世紀における経営行動の分析と展望－その光と影と－』経営行動研究学会第11回全国大会要旨集, 87-90頁.
- 平田光弘[2000a]「1990年代の日本における企業統治改革の基盤作りと提言」『経営論集』東洋大学経営学部, 51号, 81-106頁.
- ICGN[1999], *ICGN Statement on Global Corporate Governance Principles*, International Corporate Governance Network.
- ICGN[1998], *ICGN Global Share Voting Principles*, International Corporate Governance Network.
- IOSCO[2003a], *Report on Analyst Conflicts of Interest*, A Statement of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- IOSCO[2003b], *IOSCO Statement of Principles Regarding the Activities of Credit Rating Agencies*, A Statement of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- IOSCO[2002a], *Principles for Ongoing Disclosure and Material Development Reporting*, The Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- IOSCO[2002b], *Principles of Auditor Independence and the Role of Corporate Governance in Monitoring an Auditor's Independence*, A Statement of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- IOSCO[2002c], *Principles for Auditor Oversight*, A Statement of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- OECD[1999], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.
- OECD[2004], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.